

善通寺市教育委員会委員定数条例の廃止等について

令和7年7月 教育総務課

1. 条例廃止等の背景

教育委員会の委員の定数は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)において、4人と定められています。本市では、子どもたちや教育を取り巻く様々な課題に対応し、様々な意見を集約しながら教育行政を推進するため、平成23年度に「善通寺市教育委員会委員定数条例」を制定し、委員の定数を6名としています。

その後、平成27年4月に、首長と教育委員会との協議・調整の場である「総合教育会議」の設置や、首長が教育に関する「大綱」を策定することの義務付けを内容とする法改正が行われ、本市においても『善通寺市教育施策の大綱』の策定や、総合教育会議の開催による市長と教育委員会の意見調整を行っています。

法改正前においては、教育は、教育、学術及び文化に関し識見を有する教育委員を中心とした体制によることとされてきましたが、この法改正に伴い、地域の民意を代表する首長と教育委員会部局との連携の強化による新たな時代に相応しい教育行政の在り方の確立が必要とされています。

また、学校運営に地域の方のご意見をいただく学校運営協議会(コミュニティスクール制度)が全ての小中学校に設置されるなど、教育を取り巻く環境も変化してきています。

このようなことから、本市の教育委員の定数について見直すこととしています。本市の教育委員は、令和7年4月より1名の欠員が生じていますが、補充することなく、まずは条例定数を5名とします。さらに、令和9年4月1日には条例を廃止し、委員定数を法定の4名としたいと考えています。

2. 条例廃止等の内容

- (1) 委員定数を現行の6名から1名減らし、5名に改める。(公布の日施行)
- (2) 条例を廃止する。(令和9年4月1日施行)

3. 参考

教育委員会は、教育長と教育委員とで構成される、合議制の執行機関です。

教育長(任期3年)、教育委員(任期4年)ともに、地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命し、再任可能です。

香川県内では、県と2市の教育委員会が、条例により教育委員の定数を5名としています。

【教育委員会制度の仕組み】 ※文部科学省ホームページより

- 教育委員会は、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として、全ての都道府県及び市町村等に設置。
- 首長から独立した行政委員会としての位置づけ。
- 教育委員会は、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体の事務を執行。
- 月1～2回の定例会のほか、臨時会や非公式の協議会を開催。

《教育委員会の組織のイメージ》

